

相 談 事 例

ID : 02-04-005

相談タイトル

隣家の建築行為について

Q : ご相談内容

隣人がガレージの上にパーゴラ付きのウッドデッキを作っている。かなりの高さなので、台風等で飛んでくるのではないかと不安。違法なものならば、撤去してほしい。

A : 回答

隣家の行為についての法律の適合性という事ですと、建築物の基本の法律となる「建築基準法」での判断としますと、「建築物」の定義は、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものとされています。ご相談のあった屋根部分が現状ではルーバー状でパーゴラ用途とすると、その部分は建築物とは見られないこととなり、また、建築物でないとする階（2階）の発生がないということになります。

一般的に建築物を建築する場合は、「建築確認済証」を得ることとなりますが、建築物でない場合には、建築確認は不要となります。但し、建築確認が不要であっても、現状行っている行為が建築的な判断から構造安全上問題がある行為であれば、是正していただくこととなります。

建築物であるかの判断を含め、今回の行為については、建築基準法の施行を行っている、所管特定行政庁に状況の確認等を行って貰うことがよいと考えます。